

訪問看護重要事項説明書

(介護保険)

令和 年 月 日現在

1 概要

(1) 訪問看護を提供する事業者

事業者名称	独立行政法人国立病院機構宮城病院 訪問看護ステーション「かけはし」
所在地	宮城県亘理郡山元町高瀬字合戦原100

(2) 営業日・時間、サービス提供地域

営業日・時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
休業日	土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日
サービス提供地域	亘理町、山元町、
サービス提供可能地域	亘理町、山元町、角田市、丸森町、新地町

(3) 職員体制

	職種	常勤	非常勤	計
管理者	看護師長	1名	—	1名
訪問看護	看護師	3名	—	3名
訪問リハビリ	理学療法士・作業療法士	2名	—	2名

2 運営方針

利用者が、安全に安心して在宅療養が継続できるように他職種と連携を図り、看護ケアを提供します。

利用者及びその家族の思いを傾聴し、自己決定を尊重した看護ケアを提供します。

質の高い訪問看護サービスを提供するため、職員の研修を継続して行います。

3 サービスの内容

- ・身体状況、病状、障害の観察、健康相談（血圧・熱・呼吸・脈拍などの測定、病気の観察と助言、食事指導、環境整備）
- ・日常生活の看護（清拭・洗髪・爪切り等による清潔の保持、入浴介助、食事・排泄介助など）
- ・褥瘡の予防・処置
- ・リハビリテーション看護
- ・認知症の方の看護
- ・ターミナルケア
- ・薬の飲み方と指導
- ・医療機器の管理（人工呼吸器、点滴、吸引、経管栄養、留置カテーテル）、その他医師の指示による処置
- ・家族の健康相談と介護指導

- ・室内環境整備と日常生活用具の利用相談
- ・安全対策、感染症対策の対応

*理学療法士等による訪問看護は、看護業務の一環として看護師の代りに訪問し、リハビリを行います。

4 介護保険による利用料金

(1) 基本利用料・加算料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割または、2割となります。ただし、介護保険の給付範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(2) その他の料金

1) 交通費

通常の訪問看護の実施地域（亘理町、山元町）は不要とし、その他の地域は、1回300円をご負担いただきます。

2) 死後の処置

死後の処置を行った場合は、20,000円をご負担いただきます。

3) キャンセル料

キャンセル料はかかりません。キャンセルが必要になった場合は、連絡をお願いします。（連絡先 0223-37-1178）

(3) 料金の支払方法

毎月末締めとし、翌月10日以降に当月分の料金を請求しますので、月末までに振込又は、宮城病院外来窓口にてお支払いください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

直接、当ステーションに電話でお申し込み頂くか、担当ケアマネジャーにご相談下さい。

入院中の方は、医師、看護師、ケースワーカーにご相談ください。

(2) サービスの終了

1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

2) 当ステーションの都合でサービスを終了する場合

利用者が、サービス提供区域外に転居し、それによりサービスの提供継続が困難と見込まれる場合には、終了2週間前までに文書で通知します。

3) 自動終了（以下の場合には双方の通知がなくても自動的にサービスが終了します。）

・利用者が介護保険施設に入所または医療機関に入院した場合

- ・利用者が亡くなられた場合

4) その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず1ヶ月以内に支払われなかった場合

- ・利用者やその家族の方等が当院や当該ステーション職員に対してサービスを継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当院から文書で通知することで即座にサービスを終了します。

6 事故発生時、緊急時の対応方法

訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合には、速やかに在宅主治医に連絡し、その指示のもとに、適切な処置を行うこととします。在宅主治医との連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じることとします。

また、事故等について、利用者のご家族及び利用者にかかる居宅介護支援事業者、市

町村に報告するものとします。

なお、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

7 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 職員に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
- (3) その他の虐待防止のために必要な措置

1) 事業者は、訪問看護等の提供にあたり、当該事業所の職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

2) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行ってはならない。

3) 身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

なお、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

8 苦情申し立て窓口

- (1) 利用者相談窓口

訪問看護ステーション 管理者 星 康子 電話 0 2 2 3 - 3 7 - 1 1 7 8

9 その他

(1) サービスを担当する職員は、事業所の都合により変更する場合があります。原則として担当者の選定は出来ません。

(2) あらかじめ計画されたサービスの曜日、時間は、利用者及び事業所に都合により変更または中止をする場合があります。その場合は、双方とも出来るだけ早く連絡することとします。

(3) あらかじめ計画された時間（開始時刻）は、交通事情により遅れる場合があります。

(4) 職員は、年金の管理や金銭の取扱い等はいたしません。

(5) 職員への贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます。

(6) 災害時は、利用者の承諾なく訪問の変更または中止をする場合があります。

当事者は、訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

サービス事業者

所在地 宮城県亘理郡山元町高瀬字合戦原 1 0 0

名称 独立行政法人国立病院機構宮城病院

訪問看護ステーション「かけはし」

説明者

印

私は、本書面に基づいて、事業者から上記重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

利用者のご家族又は代理人 氏名 _____ 印 _____

住所 _____

氏名 _____ 印 _____